

別添参考様式1号（別記2別紙様式第3号関係）

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）  
都道府県事業実施方針

都道府県名 京都府

策定：令和 5年 3月 14日

I 収益性向上対策

1 目的

令和元年12月5日付けで改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」等に基づき、水田・畑作・野菜・果樹・茶等の産地が創意工夫し、地域の強みを生かしたイノベーションを促進することにより競争力強化を図る取組を加速させる必要がある。  
そこで、本府の農業について、①京都府地域創生戦略、②京都府農林水産ビジョン、③京都府水田フル活用ビジョンの他、各作物別の振興計画との整合を図りつつ、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に推進する。

2 基本方針

作物名	内容
作物共通	作物別に定める下記の基本方針に基づき、地域のイノベーションを実現するために、以下のいずれかを成果目標とした取組を行う。 ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、1から7までの規定中「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標とした取組ができる。 1 販売額又は所得額の10%以上の増加 2 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 3 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること 4 需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100% 5 農産物輸出の取組について、 ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 6 労働生産性の10%以上の向上 7 農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
土地利用型作物	産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、府作成の各種振興計画と整合させつつ、以下の取組

<p>(水稲・麦・大豆・小豆・そば)</p>	<p>により、「特A米」をはじめ高品質良食味米や特別栽培米など付加価値の高い主食用米や酒米等の需要が高い加工用米等、また、全国的に知名度のある黒大豆や小豆等の生産拡大を推進し、水田農業の競争力強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低コスト・省力化技術の導入</li> <li>・消費・需要に即した栽培の推進</li> <li>・作業の集積による効率的な生産体制の確立</li> <li>・作物の高付加価値化のための条件整備</li> </ul>
<p>京野菜 (特産物育成協議会地域重点推進品目又は国が別に定める重点品目若しくは準重点品目)</p>	<p>産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、府作成の各種振興計画と整合させつつ、以下の取組により、多様な需要に応じた販売戦略を構築するとともに、その品質向上および安心・安全の確保の徹底、それを可能とする経営規模・経営形態に即した生産基盤の整備および実需ニーズに対応した生産振興を行うことにより競争力の強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械や施設整備の推進による大規模農業者の育成</li> <li>・技術対策の徹底や新品種の導入による生産性の向上</li> <li>・実需者ニーズに対応した産地づくり</li> </ul>
<p>果樹</p>	<p>産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、府作成の各種振興計画と整合させつつ、以下の取組により、適地適作を基本にそれぞれの地域の特徴や立地条件、販売条件などを最大限に生かしつつ、消費者ニーズに的確に対応した生産・販売活動に取り組み、競争力の高い産地づくりを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・品質と生産量の安定化のための栽培技術の高位平準化と省力化技術の導入</li> <li>・計画出荷のための条件整備の推進</li> </ul>
<p>花き</p>	<p>産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、府作成の各種振興計画と整合させつつ、以下の取組により、後継者育成や販路開拓についての支援、府内産花きの消費喚起や花き文化の振興、小規模でも特色のある産地づくりに取り組み、花き生産面積、生産者および生産額の増加を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作期拡大による安定的な経営の推進</li> <li>・省力かつ消費者ニーズの高い花き経営モデルの導入促進</li> </ul>
<p>宇治茶</p>	<p>産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、府作成の各種振興計画と整合させつつ、以下の取組により、生産者所得確保や高品質茶生産のため、需要がある茶種への移行を促すとともに、作業の効率化や低コスト化に取り組み、ブランド力を生かした宇治茶産地の競争力強化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・需要がある茶種への転換に必要な条件整備</li> <li>・省力化技術の導入による作業の労働負荷の軽減</li> <li>・高付加価値化のための条件整備</li> </ul>

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

1 本事業の推進・指導

本事業の効果的な実施に向け、府（広域振興局農林商工部農商工連携・推進課、農業改良普及センター、本庁）、市町村、地域の農業再生

協議会等（以下、地域協議会）が連携し、推進・指導する。

2 取組主体事業計画及び産地パワーアップ計画の審査体制

取組主体事業計画に係る審査は、地域協議会及び地域協議会の構成員である市町村の補助事業に精通した者が実施することとし、産地パワーアップ計画に係る審査は、府（広域振興局農林商工部農商工連携・推進課、本庁）が実施することとする。

4 取組要件

(1) 基金事業

① 整備事業

対象作物	取組要件
土地利用型作物 (水稲、麦、大豆、小豆、そば)	1 補助対象施設 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官通知) (以下「交付等要綱」という。) 別表2のⅡ整備事業のメニュー欄に掲げる施設とする。 なお、整備事業の実施に当たっては、地域内の既存施設がある場合は、その利用を十分に検討することとする。また、再編利用の場合は、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知) (産地合理化の促進) に基づいて実施することとする。  2 取組要件 交付等要綱別記2の別紙1及び共通1、2、3の要件等を満たす取組とする。  3 対象者 交付等要綱別表2のⅡ整備事業の取組主体欄に掲げる者とする。 また、共同利用施設以外の施設整備にあたっては、受益者が3者以上であること。 ただし、個人の農業者が取り組む場合は、以下の3項目の全てを満たすこと。 ①青色申告等により、農業経営に係る経理と家計が分離されていること ②後継者が確保されているなど、事業の継続性が担保されていること ③次のいずれかに該当すること。 ア 認定農業者(事業実施期間中の認定予定者を含む) イ 認定新規就農者(事業実施期間中の認定予定者を含む) ウ 京力農場プランに位置づけられた農業者(事業実施期間中に位置づけられる予定の農業者を含む) エ 農地中間管理機構から貸借権等の設定等を受けた者(事業実施期間中に設定等を受けることが確定している者を含む)
京野菜 (特産物育成協議会地域重点推進品目、又は国が別に定める重点品目若しくは準重点品目)	
果樹	
花き	
宇治茶	

② 生産支援事業

対象作物	取組要件
土地利用型作物 (水稲、麦、大豆、 小豆、そば)	1 取組要件 交付等要綱別記2の別紙1及び共通3の要件等を満たす取組とする。
京野菜 (特産物育成協議会 地域重点推進品目、 又は国が別に定める 重点品目若しくは準 重点品目)	2 対象者 交付等要綱別表2のI基金事業のメニュー欄の1の取組主体欄に掲げる者とする。 ただし、個人の農業者が取り組む場合は、以下の3項目の全てを満たすこと。 ① 青色申告等により、農業経営に係る経理と家計が分離されていること ② 後継者が確保されているなど、事業の継続性が担保されていること ③ 次のいずれかに該当すること。
果樹	ア 認定農業者(事業実施期間中の認定予定者を含む) イ 認定新規就農者(事業実施期間中の認定予定者を含む) ウ 京力農場プランに位置づけられた農業者(事業実施期間中に位置づけられる予定の農業者を含む) エ 農地中間管理機構から貸借権等の設定等を受けた者(事業実施期間中に設定等を受けることが確定している者を含む)
花き	3 対象機械・資材等 産地パワーアップ計画の成果目標の達成に直接貢献し、導入効果を定量的に説明できるもののうち別表1に挙げるものとする。ただし、農業機械等の導入及びリース導入に当たっては、いわゆる単純更新は対象外とする。
宇治茶	

③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
土地利用型作物 (水稲、麦、大豆、小豆、そば)	<p>1 取組要件 交付等要綱別記2の別紙1の要件を満たす取組とする。 ただし、産地パワーアップ計画の作成に必要な実証に必要な取組に限る。</p> <p>2 対象機械 ②生産支援事業のうちの「リース方式による農業機械等の導入」に準ずる。</p>
京野菜 (特産物育成協議会 地域重点推進品目、 又は国が別に定める 重点品目若しくは準 重点品目)	
果樹	
花き	
宇治茶	

(2) 整備事業

交付等要綱に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

<p>1 計画申請時</p> <p>(1) 整備事業 ①実施設計書、②見積書、③費用対効果分析、④規模決定根拠(利用計画を含む)、⑤位置図、⑥管理運営規程、⑦直近の青色申告書(必要な場合)</p> <p>(2) 生産支援事業及び効果増進事業 ①見積書、②規模決定根拠(利用計画含む)、③カタログ(機械の能力がわかるもの)、④位置図(保管場所、ほ場)、⑤管理運営規程</p> <p>2 実績報告時</p> <p>(1) 整備事業 ①出来高設計書、②写真、③検査調書の写し</p> <p>(2) 生産支援事業及び効果増進事業 ①リース契約書の写し、②写真、③入札又は見積合わせ関係書類の写し、④発注書の写し、⑤納品書の写し、⑥請求書の写し</p>
---

## 6 取組主体助成金の交付方法

本事業の実施に係る助成金の交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和35年7月1日付け京都府規則第23号）に基づき行うものとする。

なお、本事業において、同規則第3条3項に規定される「補助事業者等」は原則として市町村とする。ただし、やむを得ない事情があると知事が認める場合にあつては、地域協議会を「補助事業者等」とすることができる。また、受益範囲が複数市町村にかかる場合は、府から取組主体に直接交付することも可能とする。

## 7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体は本事業の交付等要綱、補助金等の交付に関する規則等に基づき、適正な事業執行に努めるものとする。以上の関係通知に記述があるもののほか、遵守すべき主な事項は以下のとおり。

### 1 契約に当たっての条件（一般競争入札等）は以下のとおり。

- ・施設、設備の整備に当たっては、交付等要綱共通1の上限事業費を下回る事業費とし、過剰なものとならないよう留意し、事業費の低減を図ることとする。上限事業費が設定されていない施設、設備の整備に当たっては、その事業費が妥当であることを対外的に説明できるものとし、過剰なものとならないよう留意し、事業費の低減を図ることとする。
- ・事業実施に当たっては原則、一般競争入札に付すこととし、その手法等については、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（令和4年4月1日付け3新食農2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長通知）（以下「事務取扱」という。）に準ずるものとする。
- ・リース方式による農業機械等の導入での機種選定に当たっては、取組主体の機械利用計画面積等を勘案し、過剰なものとならないよう留意する。また事業者の選定については、適正な事業費の確保を図るため、原則として一般競争入札により、事業費の低減を図る。やむを得ない事由があると府が認める場合に限り、府が指定する見積り合わせ等の方法で実施することとする。
- ・リース方式による農業機械の導入に当たり、リース事業者の選定に当たっては、過去3ヶ年の会計年度のうち少なくとも1ヶ年において、年間5千万円以上の農業機械に係るリース取扱高（当該会計年度における新規契約高をいう。）の実績を有する者から選定することとする。

### 2 施設・設備整備に当たっての条件は以下のとおり。

- ・施設、設備の整備に当たっては、過去の類似した内容の整備事業の実施の有無を確認し、過去の事業との受益地の重複がないことや単純更新に該当しないこと等を確認する。
- ・事業の実施に当たっては、現在、類似した事業を実施していないことを確認する。

### 3 助成金の返納（事業要件を満たさないことが判明した場合）について

事業要件を満たさないこと等が判明した場合は、取組主体は、産地生産基盤パワーアップ事業業務方法書第8条により、府を通じて基金管理団体に助成金を返還しなければならない。

#### 4 補助金にかかる仕入に係る消費税等相当額の返納について

各取組主体について、当該助成金に係る仕入に係る消費税等相当額（助成金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該助成金にかかる仕入に係る消費税等相当額が明らかでない場合については、控除できる部分の金額の確定後、返還の手続をとる。

#### 5 財産の管理等について

①府および市町村は、取組主体に対して本事業により取得した財産を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従い、効率的な運用を図るように指示しなければならない。

②取組参加者が本事業により取得した財産を処分することにより、収入があり、または収入があると見込まれるときは、その全部または一部を産地生産基盤パワーアップ事業業務方法書により納付させることがある。

③前項の財産の処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）は、助成金交付の目的および「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」を勘案して、「農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）」第5条により定める処分制限期間に準ずることとする。

④本事業に係る助成金の交付を受けた取組参加者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめその交付を受けた市町村長または府知事の承認を受けなければならない。

⑤④に規定する手続きは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に準じて行うこととする。

⑥市町村長は、④の処分を制限された取得財産等の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ府知事の承認を受けなければならない。

#### 8 その他

本実施方針にいう「産地」（産地パワーアップ計画の対象とする範囲）とは、一定のまとまりをもって農業生産が行われる範囲とし、産地パワーアップ計画を作成する主体が設定する。

産地パワーアップ計画での成果目標の設定に当たっては、対外的に説明可能な算定方法に基づくものとし、全ての取組主体事業計画が産地パワーアップ計画の目標達成に不可欠であることを確認することとする。また、成果目標に対する達成度の評価に当たっては、目標設定時と同じ算定方法により実施することとする。

## II 生産基盤強化対策（「全国的な土づくりの展開」を除く）

## 1 目的

近年の施設園芸農家等の少子高齢化・後継者不足が進む中、産地の維持と将来の競争力強化を進めるためには、各産地の創意工夫と発意によって既存の農業用ハウスや樹園地等の生産基盤を活用し、次世代に継承していくことの維持が重要である。

このため、本府の農業について、①京都府地域創生戦略、②京都府農林水産ビジョン、③京都府水田フル活用ビジョンの他、各作物別の振興計画と整合させつつ、地域の生産基盤の強化を図りながら担い手等に円滑に継承していくための取組を総合的に支援する。

## 2 基本方針

作物名	内容
作物共通	作物別に定める下記の基本方針に基づき、産地の維持と将来の競争力強化を実現するために、総販売額又は総作付面積の維持又は増加を成果目標とした取組を行う。 また各取組主体においては、以下を成果目標として取組を行う。 1 輸出向けの生産開始又は輸出額の増加 2 交付等要綱共通8の6に掲げる重点品目又は準重点品目の生産開始又は当該品目販売額の増加 3 生産コストの低減 4 労働生産性の向上 5 契約販売率の増加
土地利用型作物 (水稲・麦・大豆・小豆・そば)	産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、府作成の各種振興計画と整合させつつ、以下の取組により、地域の担い手への農地集積を促進させ、生産基盤強化を図る。 ・農業機械の再整備・改良 ・生産装置の継承・強化に向けた取組 ・生産技術の継承・強化に向けた取組
京野菜 (特産物育成協議会 地域重点推進品目)	産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、府作成の各種振興計画と整合させつつ、以下の取組により、地域の担い手への農地集積を促進させ、生産基盤強化を図る。 ・農業用ハウスの再整備・改修 ・農業機械の再整備・改良 ・生産装置の継承・強化に向けた取組 ・生産技術の継承・強化に向けた取組
果樹	産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、府作成の各種振興計画と整合させつつ、以下の取組



	<p>により、地域の担い手への農地集積を促進させ、生産基盤強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用ハウスの再整備・改修</li> <li>・果樹園等の再整備・改修</li> <li>・農業機械の再整備・改良</li> <li>・生産装置の継承・強化に向けた取組</li> <li>・生産技術の継承・強化に向けた取組</li> </ul>
花き	<p>産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、府作成の各種振興計画と整合させつつ、以下の取組により、地域の担い手への農地集積を促進させ、生産基盤強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用ハウスの再整備・改修</li> <li>・農業機械の再整備・改良</li> <li>・生産装置の継承・強化に向けた取組</li> <li>・生産技術の継承・強化に向けた取組</li> </ul>
宇治茶	<p>産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、府作成の各種振興計画と整合させつつ、以下の取組により、地域の担い手への農地集積を促進させ、生産基盤強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・茶園の再整備・改修</li> <li>・農業機械の再整備・改良</li> <li>・生産装置の継承・強化に向けた取組</li> <li>・生産技術の継承・強化に向けた取組</li> </ul>

### 3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

<p>1 本事業の推進・指導 本事業の効果的な実施に向け、府（広域振興局農林商工部農商工連携・推進課、農業改良普及センター、本庁）、市町村、地域の農業再生協議会等（以下、地域協議会）が連携し、推進・指導する。</p> <p>2 取組主体事業計画及び産地パワーアップ計画の審査体制 取組主体事業計画に係る審査は、地域協議会及び地域協議会の構成員である市町村の補助事業に精通した者が実施することとし、産地パワーアップ計画に係る審査は、府（広域振興局農林商工部農商工連携・推進課、本庁）が実施することとする。</p>
---

### 4 取組要件

#### (1) 基金事業

##### ① 農業用ハウスの再整備・改修

対象作物	取組要件
------	------

京野菜 (特産物育成協議会 地域重点推進品目)	1 取組要件 交付等要綱の別記2の別紙2の要件等を満たす取組とする。
果樹	2 対象者 交付等要綱別表2のI基金事業のメニュー欄の1の取組主体欄に掲げる者とする。 ただし、個人の農業者が取り組む場合は、以下の3項目の全てを満たすこと。 ①青色申告等により、農業経営に係る経理と家計が分離されていること ②後継者が確保されているなど、事業の継続性が担保されていること ③次のいずれかに該当すること。 ア 認定農業者（事業実施期間中の認定予定者を含む） イ 認定新規就農者（事業実施期間中の認定予定者を含む） ウ 京力農場プランに位置づけられた農業者（事業実施期間中に位置づけられる予定の農業者を含む） エ 農地中間管理機構から貸借権等の設定等を受けた者（事業実施期間中に設定等を受けることが確定している者を含む）
花き	3 対象機械・資材等 本事業の成果目標の達成に必要な不可欠な機械・設備及び資材とする。なお、機械の規模については、利用計画等で能力及び台数を決定する等過剰投資にならないようにすること。

② 果樹園・茶園等の再整備・改修

対象作物	取組要件
果樹	1 取組要件 交付等要綱の別記2の別紙2の要件等を満たす取組とする。
	2 対象者 交付等要綱別表2のI基金事業のメニュー欄の1の取組主体欄に掲げる者とする。 ただし、個人の農業者が取り組む場合は、以下の3項目の全てを満たすこと。 ①青色申告等により、農業経営に係る経理と家計が分離されていること ②後継者が確保されているなど、事業の継続性が担保されていること ③次のいずれかに該当すること。

宇治茶	<p>ア 認定農業者（事業実施期間中の認定予定者を含む）</p> <p>イ 認定新規就農者（事業実施期間中の認定予定者を含む）</p> <p>ウ 京力農場プランに位置づけられた農業者（事業実施期間中に位置づけられる予定の農業者を含む）</p> <p>エ 農地中間管理機構から貸借権等の設定等を受けた者（事業実施期間中に設定等を受けることが確定している者を含む）</p> <p>3 対象機械・資材等          本事業の成果目標の達成に必要不可欠な機械・設備及び資材とする。なお、機械の規模については、利用計画等で能力及び台数を決定する等過剰投資にならないようにすること。</p> <p>4 改植対象品種          果樹の取組で改植を実施する場合、対象とする品種は別表2のとおりとする。</p>
-----	---

（注）果樹の改植を行う場合は、対象品目及び品種の選定理由を記載すること。

### ③ 農業機械の再整備・改良

対象作物	取組要件
土地利用型作物 （水稻、麦、大豆、小豆、そば）	<p>1 取組要件            交付等要綱の別記2の別紙2の要件等を満たす取組とする。</p> <p>2 対象者            交付等要綱別表2のI基金事業のメニュー欄の1の取組主体欄に掲げる者とする。            ただし、個人の農業者が取り組む場合は、以下の3項目の全てを満たすこと。</p> <p>①青色申告等により、農業経営に係る経理と家計が分離されていること</p> <p>②後継者が確保されているなど、事業の継続性が担保されていること</p> <p>③次のいずれかに該当すること。</p>
京野菜 （特産物育成協議会地域重点推進品目）	<p>ア 認定農業者（事業実施期間中の認定予定者を含む）</p> <p>イ 認定新規就農者（事業実施期間中の認定予定者を含む）</p> <p>ウ 京力農場プランに位置づけられた農業者（事業実施期間中に位置づけられる予定の農業者を含む）</p> <p>エ 農地中間管理機構から貸借権等の設定等を受けた者（事業実施期間中に設定等を受けることが確定している者を含む）</p>
果樹	<p>ア 認定農業者（事業実施期間中の認定予定者を含む）</p> <p>イ 認定新規就農者（事業実施期間中の認定予定者を含む）</p> <p>ウ 京力農場プランに位置づけられた農業者（事業実施期間中に位置づけられる予定の農業者を含む）</p> <p>エ 農地中間管理機構から貸借権等の設定等を受けた者（事業実施期間中に設定等を受けることが確定している者を含む）</p>
花き	<p>ア 認定農業者（事業実施期間中の認定予定者を含む）</p> <p>イ 認定新規就農者（事業実施期間中の認定予定者を含む）</p> <p>ウ 京力農場プランに位置づけられた農業者（事業実施期間中に位置づけられる予定の農業者を含む）</p> <p>エ 農地中間管理機構から貸借権等の設定等を受けた者（事業実施期間中に設定等を受けることが確定している者を含む）</p>

宇治茶	<p>3 対象機械・資材等          本事業の成果目標の達成に必要な不可欠な機械・設備及び資材とする。なお、機械の規模については、利用計画等で能力及び台数を決定する等過剰投資にならないようにすること。</p>
-----	--

④ 生産装置の継承・強化に向けた取組

対象作物	取組要件
土地利用型作物 (水稲、麦、大豆、小豆、そば)	<p>1 取組要件            交付等要綱の別記2の別紙2の要件等を満たす取組とする。</p> <p>2 対象者            交付等要綱別表2のI基金事業のメニュー欄の1の取組主体欄に掲げる者とする。            ただし、個人の農業者が取り組む場合は、以下の3項目の全てを満たすこと。            ①青色申告等により、農業経営に係る経理と家計が分離されていること            ②後継者が確保されているなど、事業の継続性が担保されていること            ③次のいずれかに該当すること。            ア 認定農業者(事業実施期間中の認定予定者を含む)            イ 認定新規就農者(事業実施期間中の認定予定者を含む)            ウ 京力農場プランに位置づけられた農業者(事業実施期間中に位置づけられる予定の農業者を含む)            エ 農地中間管理機構から貸借権等の設定等を受けた者(事業実施期間中に設定等を受けることが確定している者を含む)</p>
京野菜 (特産物育成協議会 地域重点推進品目)	
果樹	
花き	
宇治茶	

(注) 果樹の改植を行う場合は、対象品目及び品種の選定理由を記載すること。

⑤ 生産技術の継承・普及に向けた取組

対象作物	取組要件
土地利用型作物 (水稲、麦、大豆、小豆、そば)	<p>1 取組要件            交付等要綱の別記2の別紙2の要件等を満たす取組とする。</p>

	<p>2 対象者</p> <p>交付等要綱別表2のI基金事業のメニュー欄の1の取組主体欄に掲げる者とする。</p> <p>ただし、個人の農業者が取り組む場合は、以下の3項目の全てを満たすこと。</p> <p>①青色申告等により、農業経営に係る経理と家計が分離されていること</p> <p>②後継者が確保されているなど、事業の継続性が担保されていること</p> <p>③次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 認定農業者（事業実施期間中の認定予定者を含む）</p> <p>イ 認定新規就農者（事業実施期間中の認定予定者を含む）</p> <p>ウ 京力農場プランに位置づけられた農業者（事業実施期間中に位置づけられる予定の農業者を含む）</p> <p>エ 農地中間管理機構から貸借権等の設定等を受けた者（事業実施期間中に設定等を受けることが確定している者を含む）</p>
京野菜 （特産物育成協議会 地域重点推進品目）	
果樹	
花き	<p>3 対象機械・資材等</p> <p>本事業の成果目標の達成に必要不可欠な機械・設備及び資材とする。なお、経費の根拠を明確にし、履行実態を確認するなど、過剰投資にならないようにすること。</p>
宇治茶	<p>4 農業機械の安全取扱技術の向上支援を行う場合の取組内容</p> <p>大型特殊免許（農耕車に限る）やけん引免許（農耕車に限る）の取得のための実技及び座学（実技の講習を必須とする。）による研修会等を開催する。研修では、当該免許の取得に関連した農業機械の取扱技術の習得、道路運送車両法等の関係法令の知識の習得や農業機械の安全利用に関する研修等も行うことができるものとする。</p>

(2) 整備事業

交付等要綱に基づき実施するものとする

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

<p>1 計画申請時</p> <p>(1) 整備事業</p> <p>①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③既存ハウスの写真、④既存ハウスの位置図等、⑤継承計画、⑥実証計画</p> <p>(①、②を必須として、農業用ハウスの再整備・改修の取組を行う場合は③、④、⑤、生産技術の継承・普及の取組を行う場合は⑥を確認する)</p> <p>(2) 基金事業</p> <p>申請者の規約、施設等の継承計画、見積書、カタログ、既存施設等の写真・位置図など</p>
--

## 2 実績報告時

### (1) 整備事業

①出来高設計書、②写真、③検査調書の写し

### (2) 基金事業

①リース契約書の写し、②写真、③入札又は見積合わせ関係書類の写し、④発注書の写し、⑤納品書の写し、⑥請求書の写し

## 6 産地生産基盤パワーアップ事業計画の認定の優先順位の設定方法

本事業における産地パワーアップ計画認定に関する優先順位の決定方法は以下の各項目のポイント総計（最大13ポイント）の高いものから順に認定するものとする。

なお、ポイントが同じ場合は、①成果目標、②産地の範囲（面積）、③取組主体数のポイントの高い計画から認定することとする。

### 1 基本ポイント（別表3のとおり）

### 2 加算ポイント

整備事業については、以下のいずれかのポイントを加算することができる。

①共同利用施設加算（5ポイント）

②地域協議会加算（5ポイント）

## 7 取組主体助成金の交付方法

本事業の実施に係る助成金の交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和35年7月1日付け京都府規則第23号）に基づき行うものとする。

なお、本事業において、同規則第3条3項に規定される「補助事業者等」は原則として市町村とする。ただし、やむを得ない事情があると知事が認める場合にあっては、地域協議会を「補助事業者等」とすることができる。また、受益範囲が複数市町村にかかる場合は、府から取組主体に直接交付することも可能とする。

## 8 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体は本事業の交付等要綱、補助金等の交付に関する規則等に基づき、適正な事業執行に努めるものとする。以上の関係通知に記述があるもののほか、遵守すべき主な事項は以下のとおり。

### 1 契約に当たっての条件（一般競争入札等）は以下のとおり。

- ・施設、設備の整備に当たっては、交付等要綱共通1の上限事業費を下回る事業費とし、過剰なものとならないよう留意し、事業費の低減を図ることとする。上限事業費が設定されていない施設、設備の整備に当たっては、その事業費が妥当であることを対外的に説明できるものとし、過剰なものとならないよう留意し、事業費の低減を図ることとする。
- ・事業実施に当たっては原則、一般競争入札に付すこととし、その手法等については、事務取扱に準ずるものとする。

- ・リース方式による農業機械等の導入での機種選定に当たっては、取組主体の機械利用計画面積等を勘案し、過剰なものとならないよう留意する。また事業者の選定については、適正な事業費の確保を図るため、原則として一般競争入札により、事業費の低減を図る。やむを得ない事由があると府が認める場合に限り、府が指定する見積もり合わせ等の方法で実施することとする。
- ・リース方式による農業機械の導入に当たり、リース事業者の選定に当たっては、過去3ヶ年の会計年度のうち少なくとも1ヶ年において、年間5千万円以上の農業機械に係るリース取扱高（当該会計年度における新規契約高をいう。）の実績を有する者から選定することとする。

2 施設・設備整備に当たっての条件は以下のとおり。

- ・施設、設備の整備に当たっては、過去の類似した内容の整備事業の実施の有無を確認し、過去の事業との受益地の重複がないことや単純更新に該当しないこと等を確認する。
- ・事業の実施に当たっては、現在、類似した事業を実施していないことを確認する。

3 助成金の返納（事業要件を満たさないことが判明した場合）について

事業要件を満たさないこと等が判明した場合は、取組主体は、産地生産基盤パワーアップ事業業務方法書第8条により、府を通じて基金管理団体に助成金を返還しなければならない。

4 補助金にかかる仕入に係る消費税等相当額の返納について

各取組主体について、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該助成金にかかる仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、控除できる部分の金額の確定後、返還の手続をとる。

5 財産の管理等について

- ①府および市町村は、取組主体に対して本事業により取得した財産を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従い、効率的な運用を図るように指示しなければならない。
- ②取組参加者が本事業により取得した財産を処分することにより、収入があり、または収入があると見込まれるときは、その全部または一部を産地生産基盤パワーアップ事業業務方法書により納付させることがある。
- ③前項の財産の処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）は、助成金交付の目的および「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」を勘案して、「農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）」第5条により定める処分制限期間に準ずることとする。
- ④本事業に係る助成金の交付を受けた取組参加者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あ

あらかじめその交付を受けた市町村長または府知事の承認を受けなければならない。

⑤④に規定する手続きは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に準じて行うこととする。

⑥市町村長は、④の処分を制限された取得財産等の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ府知事の承認を受けなければならない。

## 9 その他

本実施方針にいう「産地」（産地パワーアップ計画の対象とする範囲）とは、一定のまとまりをもって農業生産が行われる範囲とし、産地パワーアップ計画を作成する主体が設定する。

産地パワーアップ計画での成果目標の設定に当たっては、対外的に説明可能な算定方法に基づくものとし、全ての取組主体事業計画が産地パワーアップ計画の目標達成に不可欠であることを確認することとする。また、成果目標に対する達成度の評価に当たっては、目標設定時と同じ算定方法により実施することとする。



## Ⅲ 生産基盤強化対策のうち「全国的な土づくりの展開」

## 1 目的

京都府では施設園芸や環境保全型農業等において一部では土づくりは行われているが、コストがかかることから多くの田畑では土づくりは進んでいない。特に大規模に整備された丹後及び亀岡の国営ほ場では、土づくりが追いついておらず、全般的に地力が低く、作物の収量や品質の低下の一因となっている。一方、新品種ブランド米や高い品質を要望されている酒米、加工契約野菜等、需要が高い品目の収量及び品質の確保は重要であり、販売競争を勝ち抜くため農産物の収量・品質確保の重要性は増している。

このため、堆肥等の施用による土づくり効果の実証を通じて、継続的な土づくりの取組を推進し、農業の生産基盤として不可欠な地力の維持・増進を図る。

## 2 基本方針

国営ほ場をはじめとした土づくりのために堆肥（ペレット堆肥を含む。以下同じ。）、土壌改良資材及び緑肥等（以下「堆肥等」という。）の追加的な施用が有効と認められるほ場を対象として、農業者による堆肥の実証的な活用を支援することで地力の増進を推進し、作物の収量及び品質の安定を図る。

堆肥施用に伴う水田土壌の改良目標項目	堆肥の施用基準(t/10a)
土壌養分の改善(C E C、腐植等が施用前と比較して5%以上改善される)	「京都府における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に基づく(別表4参照)

## 3 本事業の推進・指導方針・体制

## (1) 本事業の推進・指導

事業の効果的な実施に向けて、府（農産課、広域振興局農林商工部等）と市町村、京都府農業再生協議会、地域農業再生協議会および関係団体が連携して、推進・指導する。

## (2) 取組主体事業計画の審査等の方針・体制

取組主体事業計画の審査に当たっては、地力の維持・増進を図るため、堆肥等による土づくりの取組を継続する計画であるとともに、府事業実施方針に即した計画であることを確認する。なお、審査の実務は、効率的かつ効果的な審査のため、京都府農業再生協議会、府（農産課及び広域振興局農林商工部等）が行う。

## 4 取組要件

交付等要綱別記2の別紙2の6に掲げられた要件等を満たすものとし、具体的には以下のとおりとする。

- ・土づくりの対象とする地域、作物の選定方針

国営ほ場をはじめとした地力の向上が課題となっている地域、そこで集団的に栽培されている品目を対象とする。

・活用する堆肥等の種類と標準的な施用量又は施用量の設定方針

以下の5種類に限る。

①牛、豚、鶏若しくは馬由来の排泄物、又は植物を原料とする堆肥を、「2 基本方針」に基づき施用する。

②牛、豚、鶏若しくは馬由来の排泄物を主な原料とする堆肥をペレット状に加工したペレット堆肥を「2 基本方針」に基づき施用する。  
ただし、水分量を勘案し、現物堆肥（ペレット状に加工する前の堆肥）と同等の炭素量となるように調節する。

③緑肥作物（ヘアリーベッチ、レンゲ等）を標準播種量以上、播種する。

④炭を標準量（500L/10aまたは50kg/10a）以上、施用する。

⑤土壌改良材は、土壌改良資材品質表示基準に基づく表示をもとに施用する。

・堆肥等の実証的な施用による土づくりを行うほ場の選定方針

堆肥を用いた土づくりを行っていないほ場を対象とする。ただし、これまでに堆肥の施用を行っていても、土壌分析の結果等から地力低下による作物の収量・品質の低下がみられ、その改善に堆肥の追加的な施用が有効と認められる場合には対象とする。なお、同一ほ場での取組は2年以内とする。

・取組主体による土づくり効果の確認のための実証前後の土壌等の分析の実施

堆肥の施用効果をは場毎に確認するため、ほ場毎に土壌分析を実施する必要がある。ただし、ほ場が小規模な場合には、複数のほ場をまとめて確認することは可能とするが、少なくとも30aに1カ所は、土壌分析を実施する。

・適切な堆肥等の使用

①堆肥及び土壌改良資材については、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「肥料法」という。）第22条に基づき特殊肥料として届出がなされたもののほか、肥料法第4条に基づき混合堆肥複合肥料として登録がなされたもの、若しくは肥料法第16条の2に基づき指定混合肥料として届出がなされたもの（ただし、堆肥又は土壌改良資材を配合したものに限り）、又は地力増進法（昭和59年法律第34号）第11条第1項の政令で定める種類の土壌改良資材として土壌改良資材品質表示基準（昭和59年10月1日農林水産省告示第2002号）に基づき適切な品質表示がなされたものとする。ただし、混合堆肥複合肥料及び指定混合肥料については、地力の維持・増進効果が認められるものとする。

②堆肥については、十分に腐熟させた堆肥（切り返しを適切に行い、堆肥中心部だけでなく表層部も高温となった状態で発酵させ、熟成期間も十分取る等により生産された堆肥）とする。

③緑肥については、対象作物の栽培前又は栽培後に播種・すき込みまで行うものを対象とする。

④クロピラリドによる生育障害の防止への対応等堆肥等の利用にあたっての留意事項

家畜由来堆肥を施用する場合は、原材料に関する情報（家畜の種類や輸入飼料を給与しているかどうか等）を必ず提供元に確認し、提供元が生物検定を行っている場合は、結果の提供を求める。使用の際は、土壌とよく混和する。

## 5 取組内容及び対象経費等の確認方法

堆肥等の施用を行うほ場の位置図、土壌の分析及び堆肥の購入等の各取組に係る計画書、堆肥等の特殊肥料生産業者届出番号、散布後かつ鋤き込み前の写真、見積り書及び請求書等により確認する。

## 6 取組主体助成金の交付方法

・本事業の実施に係る助成金の交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和35年7月1日付け京都府規則第23号）に基づき行うものとする。

なお、本事業において、同規則第3条3項に規定される「補助事業者等」は取組主体とする。

・堆肥とペレット堆肥のそれぞれの面積に乗じて支払われる都道府県への交付額の範囲(堆肥等を実証的に活用する面積に10a当たり30千円、ペレット堆肥を実証的に活用する場合は、10a当たり35千円)内で、府の設定した単価を上限に、取組主体に対して交付する。

## 7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体は本事業の交付等要綱、補助金等の交付に関する規則等に基づき、適正な事業執行に努めるものとする。以上の関係通知に記述があるもののほか、遵守すべき主な事項は以下のとおり。

1 堆肥等の実証的な土づくりの取組の実施後、地域において引き続き継続して堆肥等の施用による土づくりの継続と拡大を図ることとする。

2 助成金の返納（事業要件を満たさないことが判明した場合）について

事業要件を満たさないこと等が判明した場合は、取組主体は、産地生産基盤パワーアップ事業業務方法書第8条により、府を通じて基金管理団体に助成金を返還しなければならない。

3 補助金にかかる仕入に係る消費税等相当額の返納について

各取組主体について、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該助成金にかかる仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、控除できる部分の金額の確定後、返還の手続をとる。

## 8 その他

本実施方針にいう「産地」（産地パワーアップ計画の対象とする範囲）とは、一定のまとまりをもって農業生産が行われる範囲とし、産地パワーアップ計画を作成する主体（原則、京都府農業再生協議会）が設定する。